

(趣旨)

第1条 この規則は、和泉市附属機関に関する条例（昭和32年和泉市条例第43号）第2条の規定に基づき、和泉市福祉でまちづくり委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(担当事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査及び審議する。

- (1) 地域福祉施策の推進に関すること。
- (2) フォーマルサービス（法令に基づき公的機関等が提供する福祉サービスをいう。以下同じ。）及びインフォーマルサービス（家族、地域住民、友人、民生委員、ボランティア等が行う福祉に関する支援であつて、フォーマルサービス以外のものをいう。）の検討及び開発に関すること。
- (3) プラットフォーム方式（地域の福祉団体相互の連携及び協働により問題に取り組む方式をいう。）の活用による住民の福祉分野における課題の発見及び解決に向けての活動の企画、立案及び実践に関すること。
- (4) 和泉市附属機関に関する条例第1条第1号の表に規定する和泉市地域福祉推進協議会、関係団体、関係機関、事業者、ボランティア等との連携及び協働に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、和泉市地域福祉計画及び和泉市地域福祉活動計画の基本方針及び基本目標に基づく地域福祉の円滑かつ効果的な推進のための関係分野における連携の強化及び検討に必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員14人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 社会福祉を目的とする団体又は事業者の代表
- (3) 保健施設、医療施設、福祉施設等の関係者

(4) 公募による市民

(平25規則60・平27規則44・一部改正)

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱された日の属する年度の翌年度末日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平25規則60・一部改正)

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(専門部会)

第6条 委員長は、必要と認めるときは、委員会に専門的事項を分掌させるため専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

2 部会に属する委員は、委員長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長が選任されていない場合その他委員長が招集できない場合は、市長が招集する。

2 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(委員会の招集の特例)

第8条 委員長は、災害その他の理由により委員会を招集することができない場合においては、前条の規定にかかわらず、書面その他の方法により議事を行うことができる。

2 前条第3項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第3項中「出席委員」とあるのは「委員」と読み替えるものとする。

(令4規則13・追加)

(関係者の出席)

第9条 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提供を求めることができる。

(令4規則13・旧第8条繰下)

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、地域福祉担当部署において処理する。

(令4規則13・旧第9条繰下)

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

(令4規則13・旧第10条繰下)

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行時において和泉市福祉でまちづくり委員会設置要綱（平成16年5月20日制定）に基づき和泉市福祉でまちづくり委員会委員として委嘱又は任命されている者は、この規則の規定により委嘱又は任命されたものとみなす。この場合における当該委員の任期は、和泉市福祉でまちづくり委員会設置要綱に基づく委嘱又は任命の日から起算するものとする。

附 則（平成25年規則第60号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年規則第44号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年規則第13号）

この規則は、公布の日から施行する。